奈良県警察における警戒の空白を生じさせないために当面取り組むべき組織運営 上の重点

1 警戒の空白を生じさせないために奈良県警察が目指すべき姿

- (1) 警察署は12署を維持しつつも、管轄区域や業務を見直す。
- (2) 警察署の担任業務を地域や時間帯ごとの繁閑等の特性に応じて見直し、警察署の業務・組織を最適化する。
- (3) 警察業務の中枢を担う警察本部の役割を増大させ、警察署の担任業務を広域的に 支援する組織へと最適化する。

2 組織運営上の課題

(1) 警察署の業務の見直しや機動的な支援体制の構築

これまで県警察においては、人口構造の変化、犯罪情勢の変化等に対応するため、警察署の整備を実施してきた。昭和60年に西和警察署を設置して16警察署体制となり、その後、平成20年から平成26年にかけて警察署再編整備を行い、12警察署体制となり現在に至っている。しかし、以降は警察署再編、管轄区域の見直し等は実施されておらず、警察署間の業務負担に関する不均衡が拡大し、非効率な運用が顕在化している。

また、サイバー犯罪、特殊詐欺等の地理的制約を受けにくい治安課題の深刻化など、治安対策上の課題の複雑化・高度化等による警察本部の業務の重要性は増大している。

よって、これら様々な課題に的確に対処し、執行力を維持することができるよう、 業務負担の状況等に着目した人員の効果的運用、管轄区域・業務の見直し、事案の 発生状況等に応じた機動的な支援体制の構築、先端技術の導入等、限られた人的リ ソースを所属・部門の枠を超えて柔軟かつ効果的に運用するための取組を推進する。

(2) 働きやすい職場環境の形成

勤務制度の見直し等に伴う警察署における実働警察官の減少、警察官の高齢化の 進展、共働き世帯や育児・介護等の事情を抱える職員の増加等、職場環境は厳しさ を増している。

こうした情勢の変化に的確に対応していかなければ、様々な非効率が発生する可能性があり、警察の責務を遂行できなくなるおそれや「働きにくい職場」が人材の確保を困難にさせるおそれがある。

よって、仕事と子育で・介護等の両立を支援するための勤務制度及び勤務体制の整備、先端技術の活用による業務の効率化等、組織内の職員の意見を幅広く把握しつつ、高い規律と士気の保持に資する、働きやすい職場環境を形成するための各種取組を的確に推進する。

3 重点的に取り組むべき事項

(1) 人的リソースの重点化等により体制を抜本的に強化して推進すべき事項

治安情勢の構造的変化に対応するため、警察組織全体から捻出した人的リソース を重点的に投入すること等により、以下の取組を推進する。

ア サイバー空間における対処能力の強化

- (ア) 高度な専門的知識及び技術を要するサイバー事案(重大サイバー事案を含む。)に対処するための体制の拡充
- (4) サイバー部門以外の事件主管課の捜査力のみでは対処が困難な事案について、高度な専門的知識及び技術に基づいた支援を行うことが可能な体制の確保
- (ウ) サイバー関連事務を行う所属が複数に分かれる場合であっても、サイバー捜査部門と支援部門が一体的に運用されることへの配意
- (エ) 他部門におけるサイバー捜査能力の向上が図られる取組の推進
- (オ) サイバー空間における対処能力の強化に必要と認められる各種体制の強化
- イ 繁華街・歓楽街対策の強化を含む、匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的 な取締りの強化
 - (ア) 準暴力団等を含む匿名・流動型犯罪グループの活動実態を総合的に分析する ための実態解明体制の拡充
 - (4) 準暴力団等を含む匿名・流動型犯罪グループの主要メンバー等を取り締まる ための事件検挙体制の拡充
 - (ウ) 準暴力団等を含む匿名・流動型犯罪グループの実態解明及び犯罪収益剥奪に 向けた既存の犯罪収益解明係の拡充

- (エ) 組織犯罪対策部門、生活安全部門等から成る連携体制の構築
- ウ 特殊詐欺に係る広域的な捜査連携の強化 他の都道府県警察から捜査嘱託を受理する体制の構築
- エ 経済安全保障の確保その他の対日有害活動対策の強化 情報収集体制の強化及び拡充
- オ 要人に対する警護等の強化
 - (ア) 警護等に関する体制の点検及び拡充
 - (4) 指定警護要員等に対する実践的教養の確実な実施
- カ ローン・オフェンダーその他不特定多数の者に危害を加えるおそれのある者に 対する対策の強化

関係部門間の効果的な連携等を踏まえた体制の構築

キ 自転車その他の小型モビリティ対策の強化 警察署の交通部門・地域部門の連携及び本部・警察署間での連携を強化するな どして実質的な指導取締り体制を構築

(2) 組織内の人的リソースを一層有効に活用するために業務の効率化・合理化のための見直しを行うべき事項

社会情勢の変化やそれに伴う治安情勢の変化を踏まえ、創意工夫を凝らした業務 改革により、前例踏襲等を排した業務の効率化・合理化を徹底し、組織内の貴重な 人的リソースを一層有効に活用するため、以下の取組を推進する。

- ア 警察施設の最適化
- イ 警察署の管轄区域の見直し
- ウ 留置管理業務の本部直轄化
- エ 交番、駐在所等の在り方の見直し
- オ 本部執行隊等の在り方の見直し
- カ メリハリのある地域警察活動の推進
- キ 交通指導取締りや交通規制の在り方の見直し
- ク 交通事故事件捜査の在り方の見直し
- ケ 引き当たり捜査への情報通信技術の活用
- コ 業務上過失事件等の捜査の加速化
- サ 保管場所標章関係業務の見直し

- シ 許可等関係事務の業務集約
- ス 庶務・会計業務の集約
- セ デジタル技術を活用したセキュリティの向上
- ソ 業務端末の高度化とデジタル技術を活用した業務の合理化・効率化
- タ その他奈良県警察運営総合対策委員会において見直しが必要と認められた事項

(3) その他

- ア 効率的なサイバーパトロール等のための連携強化
- イ 留置管理業務の高度化
- ウ ウェアラブルカメラの活用等
- エ 許可等関係事務への先端技術の活用
- オ 複数の部門にまたがる事案に関する更なる連携の強化
- カ 働きやすい職場環境の形成

4 推進体制

上記3に掲げた施策の具体化等のため、奈良県警察運営総合対策委員会ワーキング・グループの設置について(令和4年2月2日付け務第143号)により設置した奈良県警察運営総合対策委員会ワーキング・グループの下部組織として、別に定める分科会を設置する。